

韓国での移転価格調査対応と相互協議手続き、 APAについて

March 2024

In brief

海外に進出する日系企業に対し、海外で移転価格調査の発生するケースが増えています。日系企業の海外子会社のなかには、日本の親会社のように現地での税務調査に適切に対応する十分なリソースが少なく、また、想定を超えた内容や規模の課税処分に至ることもしばしば発生しています。最近は、特に韓国での課税事案が増加傾向の様子であるため、本ニュースレターでは韓国での移転価格対応と相互協議手続きについて解説します。

In detail

1. 韓国における移転価格調査

韓国の税務調査は一般的に 4 年から 5 年の周期で行われます。税務調査は、上部組織である韓国国税庁 (National Tax Service: 以下、NTS) が管理する各地域の税務当局によって実施されますが、最大の地方税務当局はソウル地方国税庁です。ソウル地方国税庁には、国際取引を専門に扱う国際取引調査局が設置されており、その傘下には国際調査管理課、国際調査 1 課、国際調査 2 課があります。最近の日本の税務調査と同様に、韓国の調査も移転価格を含む国際税務、法人税、付加価値税など複数の税目が同時に対象となる統合調査の形式で行われます。調査は通常、6 週間から 12 週間程度で完了し、その期間内に対象となる全ての税額が確定します。税務調査による更正処分が可能な除斥期間は、法人税申告期限から 5 年ですが、2019 年以降は移転価格などの国際取引に関しては 7 年となっています。仮装隠ぺいを伴う悪質な案件を除き、一般的の過少申告加算税は税額の 10% です。これに加え、納付遅延に対するペナルティとして、税額に対して年率 8~9% の延滞税が課されます。

韓国の移転価格税制は、日本のそれと異なり、課税処分が実取引に影響を与える点に特徴があります。例えば、韓国子会社が日本の親会社に対して支払うロイヤルティが独立企業間価格に比べて高額であるとして課税された場合、そのロイヤルティの支払い自体が移転価格税制によって否認され、否認された金額に相当するロイヤルティの源泉税が韓国側で還付されます。また、移転価格課税により否認されたロイヤルティの送金額が韓国側の支店で資金流出とみなされた場合、その資金を 90 日以内に韓国子会社に返還しなければ、一般的に「二次調整」と呼ばれる追加処分が行われます。すなわち、当該資金の流出額について、韓国子会社が日本の親会社に対して配当として送金したとみなされ、みなし配当課税が適用されます。みなし配当課税では、日韓租税条約上の配当源泉税の制限税率が適用され、配当を支給する法人の株式を直前 6 ヶ月間 25% 以上保有した法人には 5%、その他の場合は 15% が適用されます。さらに、みなし配当課税の源泉所得税の納税義務者は韓国子会社ですが、実際に負担すべきは日本の親会社です。親会社から韓国子法人への送金がなければ、韓国子法人が本来親会社が負担すべき源泉税を負担したとして課税され、結果的にグロスアップ課税により二次調整によるみなし配当の源泉所得税として $5\% / (100\% - 5\%) = 5.263\%$ の課税が行われます。

2. 相互協議手続き

韓国側で移転価格課税処分が行われた場合、日韓租税条約に基づき、課税事実を知った日から 3 年以内であれば、当該二重課税を排除するための相互協議の申立てが可能です。移転価格課税が行われた日から 90 日以内に相互協議手続きが開始される場合、相互協議が終了するまで二次調整によるみなし配当課税が留保されます。相互協議は移転価格課税による二重課税を解消するのですが、両当局が交渉によって妥協した結果として、韓国側では当初の処分から一定額の減額が行われ、追加納付した税額の一部が還付されます。日本側では、韓国側の移転価格課税の一部を認める形で対応的調整が行われ、相当する税額が還付されます。結果として韓国側の課税処

分として維持された部分については、前述の二次調整によるみなし配当課税が行われますが、この二次調整によるみなし配当課税は本法法令において外国税額控除の対象とならないことが明確にされています。一方で、外国税額であることに変わりはなく、日本の課税所得の計算上、損金処理が可能であると考えられます。

3. 事前確認申請(Advance Pricing Arrangement:以下、APA)について

納税者は事前確認申請(APA)を申請することができます。APAには、韓国側のみに申請するユニラテラル APA、日韓など両当局に申請するバイラテラル APA (以下、BAPA)、3カ国以上の当局に申請するマルチラテラル APA があります。韓国においては、一般的に、税務調査の事前通知前に BAPA を申請していれば、BAPA 対象期間の国外関連取引に対して調査を猶予することができます。ただし、税務調査で処分を行う期限である除斥期間が 5 年 (2019 年以降の国際取引は 7 年) と比較的短く、事前確認申請から日本側の APA 審査が行われるまでに 1~2 年程度かかる事が多いため、BAPA による日韓両当局の合意が行われる前に韓国側で除斥期間が到来するようなケースでは、BAPA のロールバック年度や確認対象年度でカバーされている取引であっても課税処分が行われるケースが見られます。2022 年 12 月末までの NTS によるデータでは、日韓の合意案件はインバウンドが 97 件、アウトバウンドが 34 件で合わせて 131 件が合意されており、約 9 割のケースで移転価格算定方法は取引単位営業利益法(Transaction Net Margin Method:TNMM) となっています。

The takeaway

日系企業グループの海外子会社が直面する税務調査では、移転価格税制が論点となるケースが多くあります。現地側では、移転価格の設定がどのような背景でなされたのか、数字的な根拠を十分に把握していないケースが多く、現地当局への対応が不十分なことが往々にしてあります。また、海外側で課税処分に至り相互協議に進んだとしても、相互協議の場で両当局に対して異なる事実関係を説明している場合、合意に至らず、なかには相互協議自体が成立せず、二重課税の排除ができないこともあります。従って、海外で行われた移転価格調査については日本の親会社が現地の移転価格調査にも積極的に関与することが非常に重要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

大阪事務所

〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号
グランフロント大阪 タワー A 36 階

名古屋事務所

〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号
JR セントラルタワーズ 38 階

パートナー

野田 幸嗣

パートナー(大阪)

池川 恭史

パートナー

井ノ口 和均

パートナー

大橋 全寿

パートナー

黒川 兼

パートナー

竹内 千尋

パートナー

永藤 剛基

パートナー(大阪)

中牟田 賢志

パートナー

早川 直樹

パートナー(名古屋)
船谷 晃一

パートナー
水島 吾朗

パートナー(PwC 英国出向中)
宮嶋 大輔

パートナー
大和 順子

パートナー(大阪)
吉田 愛

パートナー
ライアン トマス

パートナー
浅川 和仁

ディレクター
城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.